

令和4年台風14号により被災した農地の災害復旧事業について

【説明会資料】

【農地等災害復旧事業（国の補助事業）】

- ① 対象農地：1箇所の工事費が40万円以上のもの
※1箇所とは被災箇所が150m以内の間隔で連続しているもの
- ② 対象外農地：(1)経済効果の小さいもの
(2)耕作放棄されていたもの
(3)土砂流入の場合、平均の厚さが5cm未満のもの
(4)耕土流失の場合、平均の厚さが1割未満のもの
- ③ 自己負担：通常20%程度、激甚5～10%程度（R2年災は1.9%）
※被害の規模等に応じて変動
- ④ 工事時期：早くて来年春頃から1～2年間（予定）

【小規模災害復旧事業（村の補助事業）】

- ① 国の災害復旧事業の対象とならなかったもの
- ② 自己負担：20%

【その他】

- ① 自力復旧（個人への国、村からの助成等はありません。）
- ② 多面的直接支払事業や中山間直接支払事業

【流木について】

- ① 基本的に自力での撤去。邪魔にならないところに仮置きしてもらおうと村で処分します。地区ごとに仮置き場を決定してください。
- ② 人力で撤去が不可能の場合、地区単位での重機リース料を村が助成。重機の種類はフォーククロータイプ（グラップルタイプ）のみで、ショベルタイプは助成対象外。（2t、4tトラックはリース可能）

【用排水路の復旧について】

- ① 一部の排水路は国の補助事業を予定しています。（用水路は工事費要件で対象となるものは今のところありません。）
- ② 補助事業は、復旧までに時間がかかるため、急ぎや小規模の場合は、多面的支払制度（農地水）や中山間直接支払制度での取り組みをお願いします。
- ③ 写真を撮影する必要がありますので、着工前に必ず各事務局へ連絡ください。
- ④ 多面的・中山間区域外の地区については、別途ご相談ください。